

都市ガスをご利用のお客さまへ

都市ガスご契約（お申し込み）内容の変更等に関するお知らせ

日頃は、弊社の都市ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、ガス事業法の改正により、本年4月1日より弊社の供給区域において新たに都市ガス小売り事業者が参入された場合には、弊社の都市ガスをお使いのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択できる制度になります。この法改正に伴ない、弊社との現ご契約（お申し込み）内容の一部を変更させていただくことになりましたので概要をお知らせいたします。

なお、弊社と引き続き現ご契約（お申し込み）を継続いただけます場合は、このたびの改正に伴う特別なお手続きは必要ございません。

弊社は、今後も地域に密着したエネルギー供給事業者として保安の確保とサービスの充実に努めてまいりますので、引き続き弊社をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

■ 対象の現ご契約種別は次のとおりです。

一般ガス供給契約、温水暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、小型空調契約、空調夏期契約、業務用季節別契約、時間帯別B契約

■ 変更のポイントについて

- ① 新規ガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込まれる場合は、本年4月以降も弊社の「工事約款」および「ガス小売供給約款」に基づき、弊社へ従来どおりお申し込みいただきます。
- ③ 弊社は、今後も各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合は、新規ガス小売事業者の参入後であれば弊社とのご契約を解約することが可能になります。
- ④ 各種約款の変更の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件のご説明を、書面の交付、インターネット上での開示等により、変更に係る必要事項をご説明または記載させていただきます。
- ⑤ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定（現行一般ガス供給約款23(2)②ただし書）につきましては削除いたします。
- ⑥ 今般のガス事業法の改正に伴う制度変更により、その他各種約款を変更しております。

※ 上記の変更のポイント以外は、現行の契約内容から変更はございません。

※ 変更後の供給条件（約款）は弊社ホームページへ掲載予定です。また、書面をご希望のお客さまは弊社へご連絡ください。

※ このたびの変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが平成29年3月31日までに、弊社へご連絡ください。

※ 今後、お客さまがご契約されました新規ガス小売事業者の何らかの事情により、突然ガスの供給が受けられなくなった場合にも、ガスの供給を担保するための弊社の「最終保障供給約款」により弊社がガスの供給をさせていただきます。

※ このご案内は、契約内容と都市ガスの自由化についてのご理解をいただくため、お客さまには複数回ご案内させていただきます。

お問い合わせ先

松本ガス株式会社

松本市渚2丁目7番9号 電話0263(25)6060(代表)

<受付時間> 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

(裏面もご覧ください)

■ 現在の一般契約料金・選択約款料金について

【一般契約料金】（消費税等相当額を含みます。）

(45ガジュール)

料金表	適用区分使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m ³)
料金表 A	0m ³ ~ 25m ³ まで	625.32円	159.74円
料金表 B	25m ³ を超え504m ³ まで	743.04円	155.02円
料金表 C	504m ³ を超える場合	2,735.64円	151.07円

【選択約款料金】（消費税等相当額を含みます。）

(45ガジュール)

選択約款の種類	適用対象	適用期間	基本料金	流量基本	昼間基本	夜間基本	基準単位料金	
			(円/件・月)	(円/m ³ ・月)	(円/m ³ ・月)	(円/m ³ ・月)	(円/m ³)	
温水暖房契約	温水暖房をご利用のお客さま	冬 期 12月～4月	1,965.60				121.53	
		その他期 5月～11月	一般料金と同じ					
家庭用 コージェネレーション 契約	エコウィル、エネファーム をご利用のお客さま	冬 期 12月～4月	2,300.40				88.51	
		その他期 5月～11月					99.78	
空調夏期契約	ガス空調をご利用のお客さま	第1種	冬 期 12月～3月	一般料金と同じ				
			その他期 4月～11月	56,160.00	1,567.52			73.42
		第2種	冬 期 12月～3月	一般料金と同じ				
			その他期 4月～11月	18,360.00	1,567.52			88.49
小型空調契約	ガス空調をご利用のお客さま	第1種	冬 期 12月～3月	6,156.00				125.09
			その他期 4月～11月					113.47
		第2種	冬 期 12月～3月	4,644.00				131.07
			その他期 4月～11月					119.40
業務用季節別契約	業務用等にお使いのお客さま	1種	冬 期 12月～3月	31,320.00	804.09			100.44
			その他期 4月～11月					93.67
		2種	冬 期 12月～3月					107.19
			その他期 4月～11月					100.02
		3種	冬 期 12月～3月					115.38
			その他期 4月～11月					107.71
時間帯別B契約	業務用等にお使いで 負荷変動の少ない お客さま	第2種	通 年	71,280.00	804.09	3.40	2.70	84.51
			第3種	通 年				31,320.00

※ 料金計算に適用する単価(円/m³)は、原料価格の変動に応じて料金が変動する「原料費調整制度」により各月の原料費調整額を算出し、上の表の基準単位料金に「加算」または「減算」して決定されますので毎月変動します。

※ ガス料金は、検針日の翌日から30日を経過後にお支払いいただく場合は、翌々月の料金に3%の遅取額を加算させていただきます。

※ ガス料金は、「口座振替」または「払込み」の方法により、検針日の翌日から50日以内(お支払期限)にお支払いいただきます。

<都市ガスの小売自由化について>

- ① 今後、弊社の供給区域へ、新規に都市ガス小売事業者が参入した場合は、お客さまは弊社のガス導管を使って新規ガス小売事業者から都市ガスを購入することができるようになります。
- ② お客さまがガスの購入先を弊社から新規ガス小売業者に切り替える場合には、新規ガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(この場合の弊社への解約のお申し出は不要です。)
- ③ これまで都市ガス会社は、一部の大口契約を除き経済産業大臣の認可を受け(または届け出て)ガス料金等の契約条件を設定しておりましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- ④ 都市ガスの小売自由化に伴い、新規ガス小売登録事業者がお客さまの都市ガスの現契約場所を特定できる番号として、「供給地点特定番号」を全国的設定することになっており、3月以降の検針票に毎月表記いたします。